

食品安全委員会第701回会合議事録

1. 日時 平成30年6月19日（火） 14：00～14：13

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・薬剤耐性菌 2品目（評価要請の取下げ）

〔1〕デコキネート（飼料添加物）

〔2〕デコキネート（動物用医薬品）

（農林水産省からの説明）

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(案)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(案)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、村田委員

(説明者)

農林水産省 石川畜水産安全管理課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価の取下げについて

資料2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<飼料添加物に関する

る食品健康影響評価指針（案）>
資料3 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<動物用医薬品に
関する食品健康影響評価指針（案）>

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第701回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

農林水産省から石川畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第701回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 資料の確認をいたす前に、議事次第の変更について御報告申し上げます。

議事3の副題についてでございますけれども、当初、「「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」の改訂について」と御案内していたところでございますが、「「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について」に変えさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は3点ございます。

資料1が「食品健康影響評価の取下げについて」、資料2が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料3が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から6月11日付で薬剤耐性菌2品目について、食品健康影響評価要請の取下げがありました。

それでは、農林水産省の石川畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石川畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の石川でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。平成15年12月8日付で飼料添加物として指定されている抗菌性物質と動物用医薬品の主成分のうち、これらと同一または同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質について、家畜等に使用した場合に選択される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価を一括してお願いしておりました。このうち、デコキネートにつきましては、現在、製造及び販売が行われておらず、今後も流通の見込みがないことから、農業資材審議会において飼料添加物としての指定を取り消すことは相当とされ、本年7月1日に飼料添加物としての指定を取り消すこととしております。また、動物用医薬品につきましても製剤は、平成17年に整理、承認取下げがされております。

そのため、食品安全委員会に一括してお願いしていた評価依頼のうち、デコキネートに関する食品健康影響評価の依頼を取り下げたいと考えております。

本件につきまして、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、どなたか御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、平成15年12月8日付で農林水産大臣から食品健康影響評価要請がありました本品目については、取り下げられたものと認め、ワーキンググループにおける調査審議は中止することといたします。

石川課長、どうもありがとうございました。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための指針案が提出されています。まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 資料2を御用意ください。2枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。指針の構成についてです。飼料添加物は、まず初めに、動物用医薬品同様、ヒトは家畜由来の食品を介して摂取するものであること。次に、原体と呼ばれる有効成分と有効成分に賦形物質などを加えた製剤の両方を評価する場合があることなど、動物用医薬品と共通する部分がありますので、本年4月に決定、公表いたしました動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針を参照しながら作成いたしました。

飼料添加物に関する指針の構成は、動物用医薬品に関する指針の構成と同じものです。また、記載内容も多く多くの部分が動物用医薬品と同じものとなっております。

次に、飼料添加物の特徴を御説明いたします。2ページ、第1章、「第3 評価の基本的な考え方」の1を御覧ください。飼料添加物は、飼料の品質の低下の防止、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進等の様々な目的のために飼料に添加等されるものです。このため、飼料添加物の食品を介したヒトへの健康影響の評価に当たっては、健康への悪影響がないと推定される摂取量の評価のみならず、食品を通じた実態に近い摂取量の評価が重要な場合があります。

このため、有効成分及び飼料添加物の用途、特性に応じた食品健康影響評価を行うとしています。

補足の説明は事務局からお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 続きまして、4ページ、第2章、中ほどの「第6 評価」の頭書きを御覧ください。厚生労働大臣から有効成分について残留基準の設定に係る評価要請を受けた場合、飼料添加物の用途、特性等に応じて、ADIを設定するか、または通常使用される限りにおいて食品に残留することによりヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかと判断できるか考察するとしております。

その下、農林水産大臣から飼料添加物等の指定等に係る評価要請を受けた場合、製剤の性質、製剤を使用した場合の対象家畜への残留性、対象家畜に使用した際の安全性から、飼料添加物が適切に使用されるという前提のもとで食品を通じたヒトの健康に影響を与える可能性について考察するとしております。

本件につきまして、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を、肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針の改定案が提出されております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 まず、頭紙として資料3、審議結果について1枚を追加しております。お配りしておりました「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（案）」の表紙でございますけれども、策定は2018年4月でございます、その下に括弧書きで2018年6月改訂としておりますが、この後、パブリックコメントがございますので、大変申し訳ございません、6月の6を消していただければと思います。

今回の改訂の内容について、資料3に基づきまして御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。本年6月1日に開催されました動物用医薬品専門調査会において、内分泌活性を有する動物用医薬品の食品健康影響評価の考え方を調査会決定いたしましたので、本指針と関連づけることとし、第1章、第5の6として追記をしております。

また、先ほど御説明いたしました飼料添加物に関する食品健康影響評価指針に合わせるため、3カ所、記載の整備を行っております。

13ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。まず13ページ、第1章、「第2 定義」の「2 有効成分（主剤）」でございます。引用する条文の番号にミスがございます、第8号を「第1号」に修正したいと考えております。

次の14ページをお願いいたします。左側の中ほどでございます。現行は「エンドポイントの判定は」とありますところ、より適切な日本語にするということで、「エンドポイントの判定に当たっては」という修正を加えております。

先ほど御説明いたしました調査会決定の追加は、その下の6のところでございます。

次の15ページをお願いいたします。「3 微生物学的ADIの設定に関する試験」で、右側が現行でございます。「最小発育阻止濃度（MIC）等」となっております。MICという略称

で書くことができますので、改訂案では「最小発育阻止濃度」を省略しております。

本件につきまして、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にありませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を、動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週6月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、22日金曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、来週25日月曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第701回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。